

## ロンドン事務所

### 【停滞する住宅市場活性化の施策が発表に】英国

ブラウン首相は9月上旬、住宅市場活性化を狙った一連の施策「住宅所有者支援パッケージ (Homeowners Support Package)」を発表した。

これより先、英国では、クレジットクランチ (信用収縮) の影響で経営危機に陥っていた住宅金融大手ノーザンロック銀行が、政府による長期間にわたる調整の末、結局買収先が決まらず、今年2月に一時国有化されるという事態を迎えた (9月末には住宅金融大手ブラッドフォード・アンド・ビングリー銀行も国有化された)。住宅市場では、長らく続いていたバブルがはじけて家の価値が大幅に下落し、「ネガティブ・エクイティ (negative equity)」<sup>1</sup>の状態に陥るケースが増えると共に、住宅ローン支払い不能となった物件の差し押さえ件数も増加していた。

こうした事情を背景に、労働党議員の中からも、ブラウン首相の指導力に疑問を投げ掛ける声が増して強くなっていた。そのため、「住宅所有者支援パッケージ」は、住宅ローンの支払いに苦しむ人々に対する臨時の救済策であるとともに、ブラウン氏がリーダーシップを見せつけることによって、党内で高まっていた首相辞任を求める声を鎮める狙いもあった。

政府によると、「住宅所有者支援パッケージ」は、10億ポンド規模の住宅ローン支払い者救済策であり、9月2日、ブラウン首相及び同パッケージの実行を担うコミュニティ・地方自治省のヘーゼル・ブリアーズ大臣によって発表された。

ブラウン首相は同日また、住宅市場再生を狙って、購入時に印紙税 (土地税の一形態) が課せられる住宅の最低価格を、これまでの12万5000ポンドから17万5000ポンドに引き上げることも明らかにした。

また、労働・年金省 (DWP) もこれらと同時に、所得手当または求職者手当受給者の住宅ローンの利子支払いを肩代わりする DWP のスキーム「住宅ローン利子支払いのための所得補助 (Income Support for Mortgage Interest)」において、現在はスキームの利用資格が、「所得手当または求職者手当の受給申請から 39 週後以降」と規定されているのを、2009年4月からは、「同 13 週後以降」に早めるよう制度を変更することを明らかにした。更に、DWP が利子支払いを肩代わりする住宅の価格上限を、同じく 2009年4月より、これまでの10万ポンドから17万5000ポンドに引き上げることも明らかにした (17万5001ポンド以上の住宅については、住宅の17万5000ポンドまでの価値に対する利子を DWP が支払う)。

「住宅所有者支援パッケージ」の内容は下記の通りである。

---

<sup>1</sup> 物件の現在の評価額からローン残高を差し引いた金額がマイナスとなっている状態。

- ・現在住宅を買うことが困難である層の最初の持ち家購入を支援する 3 億ポンド規模の物件価値共有スキーム「ホームバイ・ダイレクト (HomeBuy Direct)」を実施する。最高で 1 万人の人々による初めての持ち家購入支援を目指す。
- ・住宅ローンの支払いが困難になっている人々が家の差し押さえを避けられるようにするための 2 億ポンド規模の住宅ローン支払い支援策を実施する。最高で 6000 人の救済を目指す。
- ・前述の通り、1 億ポンドを投入し、DWP のスキーム「住宅ローン利子支払いのための所得補助」を改革する。
- ・今後 18 ヶ月間にわたって行う予定であった公営住宅建設向け予算の 4 億ポンド増額を前倒しで実行する。これにより、5500 戸の公営住宅を新築する。
- ・地域開発公社 (RDA) は、住宅市場の停滞で最も打撃を受けた地域の再開発スキームを優先的に実行する。

「ホームバイ・ダイレクト」とは、年収が 6 万ポンド未満である初めての持ち家購入者に対し、住宅の価値の最高 30% 分まで、最初の 5 年間は無利子のエクイティ・ローン (equity loan)<sup>2</sup>を提供するというものである(ローンの保証人は中央政府と不動産開発業者)。

また、4 億ポンドの公営住宅建設向け新予算については、登録家主 (registered social landlords)<sup>3</sup>のみならず、既に公営住宅を所有している地方自治体からも補助金申請を初めて受け付ける (これまで、既に公営住宅を所有している地方自治体は、新規公営住宅建設のための補助金を申請することができなかった)。

更に、2 億ポンド規模の住宅ローン支払い支援策とは、住宅ローンを支払い中である人が、経済的困難に陥った場合、地方自治体が、下記の 3 つの選択肢を与えることによって支援するというものである。

- ・住宅の共同所有： 登録家主が、住宅の一部を住宅ローン支払い者から買い取り、その部分を住宅ローン支払い者に賃貸する。残りの部分については、住宅ローン支払い者がローン支払いを続ける。
- ・共有エクイティ： 登録家主が、住宅ローン支払い者に対し、有利な条件のエクイティ・ローンを提供し、住宅ローン支払い額が減額されるようにする<sup>4</sup>。
- ・売却及び賃貸： 登録家主が、住宅ローンを全て肩代わりして銀行等に返済した上で、当該物件を、元の住宅ローン支払者に適正な価格で賃貸する。

<sup>2</sup> 通常の住宅ローンとは別に、住宅価格の一部をカバーするために借りる比較的低金利の融資のこと。

<sup>3</sup> 「登録家主」とは主に、住宅公団に登録した住宅組合 (housing associations) のことを指す。

<sup>4</sup> この場合は、未済の住宅ローンの一部が、登録家主を貸し手とするエクイティ・ローンに変換される。登録家主は、エクイティ・ローンに変換された部分の住宅ローンを住宅ローン支払い者に代わって銀行などに返済し、住宅ローン支払い者は、その部分のエクイティ・ローンを登録家主に低金利で返済する。

なお、コミュニティ・地方自治省は2007年11月、14の地域で、新たに「地方住宅公社(Local Housing Companies)」を試験的に設置することを明らかにしている。地方住宅公社とは、地方自治体と民間部門のパートナーシップにより設置されるもので、地方自治体は、所有する土地のうち、余っている土地を、民間企業による住宅建設のために地方住宅公社に提供する。地方自治体は、それらの土地での開発計画策定において主要な役割を担い、そこで建設される住宅の少なくとも50%に、低所得者及びキーワーカー<sup>5</sup>向けの適正価格の住宅を含むよう指示することができる。

### 【イングランドにおける住民参加型予算の仕組み導入に向けた動き】英国

コミュニティ・地方自治省は9月中旬、12の地方自治体による住民参加型予算のプログラムを政府として公式に承認した。これら12のプログラムには、既に実施されているものと、まだ計画段階であるものが含まれる。同省は、2012年までに、イングランド全土で住民参加型予算の仕組みを導入したい意向である。住民参加型予算については、同省が今年7月に発表した地方自治白書「主導権を握るコミュニティ：住民に真の権限を(Communities in Control: real people, real power)」でも触れられていた。

ブラジルのある市で始まり、世界的に広く知られているこの制度は、「住民参加型予算(participatory budgeting)」と呼ばれているが、イングランドでは、「コミュニティ積立金(community kitties)」との呼び名で知られている。イングランドにおける住民参加型予算は、コミュニティ・地方自治省が資金を拠出し、キリスト教系慈善団体「貧困と戦う教会の取り組み(Church Action on Poverty)」によるプロジェクト「住民参加型予算ユニット(Participatory Budgeting Unit)」が主導執行機関として調整機能などを担うことになっている。

住民参加型予算は、ブラジルのポルト・アレグレ(Porto Alegre)市が1989年に採用したのが始まりである。何十年間にもわたり軍事独裁政権が続いた後、同年に左翼政党である「労働者党(PT)」が同市の支配政党となったことに伴い、導入された。背景には、市政への住民関与の強化が望まれていたこと、またスラム街での貧困への取り組みが緊急を要する問題であったことなどがある。

ポルト・アレグレ市の住民参加型予算はもともと、メンバーに労働者党員が多い近隣地区組織(neighbourhood associations)によって発案された仕組みであった。これらの近隣地区組織は、ブラジルの軍事独裁政権に対する反対運動にも参加していた。ポルト・アレグ

---

<sup>5</sup> 社会に必要な不可欠と思われる公共サービスの提供を担う公共部門職員。教師、看護師、警察官、消防士など。

レ市の例に倣い、住民参加型予算はその後、労働者党またはその他の左派政党が支配する同国の他の市でも採用された（しかし、ポルト・アレグレ市は、制度を創始した市であると共に、これまでに4期連続で労働者党が支配政党となった唯一の主要都市であることから、市民参加型予算の仕組みと特に強いつながりを持つとみられている）。

住民参加型予算のコンセプトは、世界各国で、学術的及び政治的な観点から強い関心を呼び、これまでに、カナダ、イタリア、スペイン、ポルトガル、ドイツなどの国の自治体で採用されてきた。また、ウェブサイト「シティメイヤーズ」<sup>6</sup>では、若年層関連問題及び教育分野への支出に関する決定を市民教育（citizenship education）と関連付けるスキーム「児童のための住民参加型予算（Children's Participatory Budget）」がブラジルの4つの都市で採用されたことが紹介されている。

しかし同時に、ブラジルの住民参加型予算制度に対しては批判の声もある。例えば世界銀行は、ポルト・アレグレ市の制度について、コミュニティのより貧しい層からの参加が不足していること、制度を悪用して市に対する経済的依存を続けようとする人々がいることなどを指摘する報告書を発表している。

ポルト・アレグレ市で始まった、最も良く知られている形式の住民参加型予算の制度では、各地域で、市民が個人として、またはコミュニティのグループを通じて市民同士の会合に参加し、市の予算を討議して、用途に関する提案に合意する。次に、各地域からの市民の代表者同士の特別会議でこれらの提案を承認するというものである。

しかし、これは住民参加型予算のコンセプトを最大限に生かした形式であり、ブラジル以外の国では必ずしもこの形で採用されているわけではない。他の国では、市の予算全体を決定するのではなく、予算について市民に情報を伝達する目的で同制度を利用している場合が多い。

イングランドでは、前述の通り「コミュニティ積立金」との言葉が使われていることから分かるように、住民参加型予算は、地方自治体の予算全体を決める手段ではなく、市民が適切と思う用途のために配分できる住民のための積立金として意図されている（予算用途の決定には、地域住民のグループが他の住民に対してプレゼンテーションを行い、その中から選ぶ方法をとる）。このため、イングランドのモデルは、住民参加型予算の一形態であるとは言えるが、ブラジルで始まった最初の形式に忠実なものではない（英政府は、ブラジル型モデルが制度導入を促したと主張しているが）。

冒頭で挙げた白書によると、英政府は、前述のように、住民参加型予算の制度を2012年までにイングランド全土に拡大する意向である（全国での実施には、国会で次期会期に審議されることになっている「コミュニティの権限強化、住宅、経済活性化法案（Community Empowerment, Housing and Economic Regeneration Bill）」の成立が必要とされる）。政府は、住民参加型予算について、現在の形の地域民主主義の制度に取って代わるものではなく、

---

<sup>6</sup> www.citymayors.com

それを補完するに過ぎないこと、同制度のための追加予算割当はないことを強調している。

コミュニティ・地方自治省は、9月中旬にまた、住民参加型予算のイングランド全土への拡大計画に関する戦略文書「地域における支出への住民の発言権強化：住民参加型予算 - 政府の戦略 (Giving more people a say in local spending: Participatory Budgeting - a national strategy)」を公表している。同文書は、住民参加型予算は既に様々な形でイングランドの地方自治体に存在しており、これを全ての地域に拡大すべきであること、更に制度が機能するための全国的な枠組みが存在すべきであることを指摘している。

同文書はまた、地方自治体による様々な住民参加型予算のプロジェクトの例を挙げ、分析している。その中の一つであるニューカッスル・アポン・タイン市のプロジェクト「ユー・ディサイド (U-Decide)」では、地元の子供たちの投票によって、複数のエリアの美化プロジェクトやそれらのエリアに野鳥や動物を呼び込むためのプロジェクトに資金を投入することが決定され、某誌による優れた近隣再生プロジェクトに与えられる賞を受賞したこともある。

イングランドで住民参加型予算の仕組みが採用された初期の例は、ロンドン北西部ハロー区のプロジェクト「ハロー区オープンバジェット (Harrow Open Budget)」であった。同プロジェクトでは、300人の区民が、終日の会議に出席し、自治体の予算で優先的に使うべき事項を投票で決定した。同プロジェクトの目的は、地域コミュニティを自治体の行政機能に参加させ、発言権を与えることであったが、実施されたのは2003年の一回のみで、その後には続かなかった。

政府の住民参加型予算に関する戦略は、その運営において、パリッシュ (parish) に大きな役割を与えることを想定したものとなっている。これは、地方自治体の中でも、パリッシュの区域が、住民が自分たちの「コミュニティ」として認識するエリアに最も近く、またパリッシュが既に、コミュニティのまとめ役としての役割を担っていることが背景にある。パリッシュを基礎にした住民参加型予算制度は、恐らくブラジル型モデルに最も近い形のものになると思われる。政府はまた、ニューカッスル・アポン・タイン市及びロンドン・ハリングデー区が既に実施したように、住民参加型予算を地域協定 (Local Area Agreement) と関連付ける構想も持っているが、実行には更なる課題が残されていることを認めている。

## 【LGAの再編と初の女性議長誕生】英国

イングランド及びウェールズの466の地方自治体及び公的機関を代表する地方自治体協議会 (LGA) に、初の女性議長が誕生した。サイモン・ミルトン前議長 (保守党) の辞任を受けたもので、イングランド北部ブラッドフォード市の市議会議員であるマーガレット・イトン氏 (保守党) が、LGAの保守党グループによる指名に続き、2008年9月11

日に開催された「LGA エグゼクティブ (LGA Executive)」<sup>7</sup>の会合で、新議長に就任することが確認された。イトトン氏は、その他の4名の候補者を破ってLGAの保守党グループの指名を獲得した。

LGAの規則によると、議長は、LGAの戦略的方向性を提示するほか、政府、国会議員に対しては、政治的側面について発言する広報官及びLGAの代表者としての役割を務める。しかし、LGAは複数の党が関わる組織であり、新議長は保守党所属であるが、労働党及び自由民主党所属の副議長の協力のもと、これらの役割を果たすことが求められている。

イトトン新LGA議長は、1986年にブラッドフォード市議会議員に初当選し、1995年に同市保守党グループのリーダーに就任した。2000年5月から2006年5月までは同市のリーダーを務め、また2005年から今年6月まで、LGAの保守党グループのリーダーも務めていた。

サイモン・ミルトン前議長は、今年5月に初当選したボリス・ジョンソン・ロンドン市長により、グレーター・ロンドン・オーソリティー (GLA) の都市計画担当上級アドバイザーに任命され、続いて7月に政策・都市計画担当副市長に任命されたことを受け、LGAの議長職を退いた。ミルトン氏がLGA議長に就任したのは2007年5月で、前任の故ブルース・ロックハート卿 (保守党) が史跡保護に関する政府関連機関「イングリッシュ・ヘリテージ (English Heritage)」の会長に任命されたことを受けたものだった。ロックハート卿は2004年5月、その直前の地方選挙の結果、保守党がLGAの最大政党となった後、議長に就任していた。なお、LGAが設置されたのは1997年で、ロックハート卿の前任者の初代議長は、現在の副議長であるジェレミー・ビーチャム卿 (労働党) であった。



2008年1月、LGA エグゼクティブは、LGA及びLGAグループの組織(「地方自治体規制調整機構 (LACORS)」、「パブリック・プライベート・パートナーシップス・プログラム (4ps)」、「改善・開発庁 (IDeA)」、「地方自治体雇用者協会 (LGE)」、「地方自治体リーダーシップセンター」)の運営戦略について、見直し作業を行うことで合意した。見直し作業は、「LGA及びLGAグループの機関が地方自治体の業務に価値を加えるための最良の方法は何であるか」をテーマに、LGAのポール・コーエン事務総長が手掛けた。コーエン事務総長は調査にあたり、100以上の地方自治体の代表者を訪問した。

LGA エグゼクティブは、2008年6月に開催された会合で、同見直し作業の提案内容に合意した。その内容は以下の通りである。

---

<sup>7</sup> LGAの議長、副議長、各政党グループのリーダーなどから成る。LGAの機能に戦略の方針を与えるなどの役割を担い、財政などLGA全体に関わる重要な事項について責任を有する。

一 地方自治体の代表組織としての LGA は残し、メンバー構成は現在のままとする。しかし、ロンドン以外の地域の地方自治体が、LGA の機能に貢献できるようより多くの機会を与え、LGA の方針に関してそれら自治体と協議する機会を増やす。

一 LGA の調査研究機能等代表機能以外の機能と、LGA グループ組織の機能全体を、新組織である「地方自治体サービス (Local Government Services、LGS)」に統合する。統合される各組織の名称は、必要に応じて今後も使用されるが、業務効率化のため、それら組織の職員は新組織に集められるものとする。

新組織は、2008 年 9 月より、段階的に設置の準備が進められている。改善・開発庁の業務執行責任者であるルーシー・ドゥ・グルート氏は今年 7 月、LGS の設立を可能にするため、2009 年 3 月で引退する意向を明らかにしている。

### 【ドイツの町は住民投票により地元企業の施設拡大提案を否決した】ドイツ

バーデン・ヴュルテンベルク州にあるメッツィンゲン町は人口 2 万 2000 人の小ぢんまりした町で、製造業とサービス産業で繁栄している。最近「直販」の町としても有名で、専用のショッピング・センターで数多くのブランド・メーカーの工場直販が行われており、年間何 10 万人もの買物客が町を訪れるため、工場直販以外に、町のレストラン、パン屋等もそれに応じて利益を受けている。また、世界中で販売されている高級服ブランド HUGO BOSS の地元でもある。BOSS は 1924 年にこの町で設立され、今でもここに本拠を置いている。2000 人あまりの従業員をここで雇用しており、地元の一番大きい雇用主である。ドイツの地方税制度の下では、企業に課税される営業税は市町村税であるため、雇用面以外に、メッツィンゲン町の財源にも大きく貢献している。この BOSS が最近、倉庫と発送施設の建設許可を申請した。その施設は、奥行き 290m、幅 180m と高さ 20m で、町とその周辺で類の無い大きさとなる予定である。しかしながら、施設の建設について、早くから町の中では反対運動が起こった。

町長は、町政ビジョンと経済戦略に適合するものとして、BOSS の計画を支持し、許可を出すよう議会に求め、町議会はそれを受け入れ、提案を可決した。しかし、住民の間で反対運動が強かったため、住民投票を求めるのに必要な署名が十分に集められていることがはっきりした時点で、町議会は自ら住民投票を行うことを決定した。これは、メッツィンゲン町にとっては、初めての住民投票となった。町議会で住民投票を支持した議員の中でも支持した理由は二つに分かれる。一つは、倉庫施設の建設にもともと反対していた少数の議員である。彼らは、住民投票により、建設が否決されることを望んでいた。それ以外の多数派は、倉庫施設の建設には賛成であるが、町民の間に反対運動が強くと、住民投票になることは避けられないと考え、手続きの時間が長くなることで建設が遅れるより、早く住民投票を終わらせることを期待したのである。すなわち、州法の規定により、議会は

住民投票の実施を可決すれば、早く手続きを進めることができるが、住民請求のみで住民投票が決まる場合は、手続きにもっと時間がかかる。議会で可決したことにより、住民投票の日を8月31日に設定することができた。その日はまだ夏休み中で、投票率が低くなるのではないかという恐れもあったが、結局はその日に決まった。

投票の結果として、全有権者の1万6448人のうち、7156人が投票し、投票率は43.5%であった。4372票、つまり61.2%は施設建設に反対し、2273票(38.8%)は賛成した。バーデン・ヴュルテンベルク州の地方自治法により、投票の結果が有効となるには、有権者の25%の反対または賛成が必要である。今回の投票では、定足数は4112票であり、4372の反対票はそれを上回ったため、有効となった。したがって、BOSSの倉庫施設は現時点でメッツィンゲン町では実現しないこととなる。さらに、地方自治法の規定により、住民投票が有効な結果に終わった時点から、町議会はこのことについて3年間は審議できないため、この計画は将来においてもメッツィンゲン町で実現することはもはやあり得ないと考えられる。

投票結果が明らかになった時点で、メッツィンゲン町の町長は辞任を発表した。町長は、この計画を支持していたことから、住民投票による否決は、町に対する自らの経済開発戦略が否定されたことだと判断したからであると発表した。町長は、BOSSがこれまで町に高い貢献をし、町が誇る質の高い児童施設やスポーツ施設もBOSSからの営業税収入に直接関係していると述べた上で、申請した倉庫には、約400人の雇用が予定され、それも町の発展につながるに違いないと語った。しかしながら、新しい雇用の可能性は住民には重要視されなかったようである。住民投票を呼びかけてた市民グループは、メッツィンゲン町には既に十分な雇用があるため、新しい雇用は必要でないと主張した。確かに、人口2万2000人に対し、1万3000の職場があるため、フル雇用に近い状況である。メッツィンゲン町のある地方においては失業率がただの3.8%であり、それはメッツィンゲン町だけでなく、近隣の市町村も同様である。また、BOSSの倉庫には本当に400人の従業員が必要なのか、その仕事は賃金の安い、レベルの低い仕事で、メッツィンゲン町にふさわしくないではないかとも言われた。この町では、たとえば東ドイツ地域や、その他の経済が停滞している地方であれば大変歓迎される企業の投資に対しても背を向けることができる。この例は、現在ドイツに生じている地域間格差を浮き彫りにしている。メッツィンゲン町のあるバーデン・ヴュルテンベルク州は経済的に繁栄し、人口も増加中であるが、東ドイツ地域や北ドイツ地域では高失業や人口減少が深刻な問題となっている。

BOSSは、メッツィンゲン町に計画申請したのと同じ時期に、隣のニュルティンゲン町にも代替計画を申請していた。ここでも、町議会は計画を支持しているが、住民からは反対の動きが出ている。しかし、メッツィンゲン町とは異なり、議会は住民投票をするつもりがない。弁護士から、この場合には住民投票は法に違反するものだと助言されているからである。このため、議会側と市民側の主張を巡って法廷で争われることとなった場合、将来においてはメッツィンゲン町の住民投票の合法性も問われることとなる可能性がある。



(参照)

Stadt Metzingen im Internet, „Ergebnis Bürgerentscheid Braike-Wangen“; „Oberbürgermeister Hauswirth stellt Antrag auf Entlassung“

<http://www.metzingen.de/ceasy/modules/cms/main.php5?cPageId=1368>

<http://www.metzingen.de/wahlen/buergerentscheid2008/buergerentscheid2008bf.html>

<http://www.metzingen.de/ceasy/modules/cms/main.php5?cPageId=1368>

Der Spiegel im Internet, “Schwäbisches Solo”

<http://www.spiegel.de/spiegel/0,1518,576905,00.html>

Stuttgarter Nachrichten im Internet, “Metzinger OB tritt zurück“

[http://www.stuttgarter-nachrichten.de/stn/page/1803469\\_0\\_2147\\_buergerentscheid-gegen-boss-halle-metzinger-ob-tritt-zurueck.html](http://www.stuttgarter-nachrichten.de/stn/page/1803469_0_2147_buergerentscheid-gegen-boss-halle-metzinger-ob-tritt-zurueck.html)

Stimme.de, “Geplante Boss-Halle spaltet die Bevölkerung“

<http://www.stimme.de/suedwesten/nachrichten/:art1960,1300295>

## 【市町村にとって副次的住居税は混乱を招く問題である】ドイツ

2008年9月17日、ライプチヒ市に位置するドイツの最高行政裁判所（Bundesverwaltungsgericht）は、市が学生を対象に副次的住居税を請求したことに対して学生が提起した訴訟の上告審判決を下した。市が学生に対して副次的住居税を課することはすでに何年前前から問題となっていた。しかしながら、最高行政裁判所の判決が出てもすべてが解決されたわけではない。具体的なケースは、州、または個別の市の事情によるものであり、その間には差異も多く存在する。

最高裁判所の判決で明らかになったのは、市町村には学生を対象に副次的住居税を課する権利があるということである。その行為を規制する連邦法はないので、徴税する義務が無いが、徴税に対する法的障害もない。個々の場合の合法性を決めるのは、州の行政裁判所の課題である。また、二つの住居を持つということは経済的能力が高いということであると想定は、課税のための根拠として許されるということを経最高行政裁判所が明らかにした。

具体的な訴訟の内容は次の通りである。ロストック市（メックレンブルク・フォアポンメルン州）とウッパタール市（ノルトライン・ウェストファーレン州）が、ある学生に副次的住居税を請求し、それに対して学生はそれを不服として訴訟を起こした。両方とも学生側がそれぞれの州行政裁判所で勝訴し、それに対して市が上告した。最高行政裁判所は、メックレンブルク・フォアポンメルン州の場合、ロストック市の条例では、本住居（第一住居）の利用について、主体利用者と副次的利用者を区分しているため、州の行政裁判所は条例を正しく解釈し、学生はこの場合、親といっしょに住んでいる本住居においては副次的利用者であるとして、大学がある都市ロストック市での住居は税対象ではないと主張ができるとした。

ウッパタール市の学生のケースは異なる。この場合、最高行政裁判所は、ノルトライン・ウェストファーレン州の行政裁判所に再度審理を行うよう命じた。ノルトライン・ウェストファーレン州の行政裁判所は、市は学生に対して副次的住居税を課税すべきではないとの判決を連邦法で裏付けようとしていたが、連邦ではそれについて確かな規程がないため、州法と市の条例に基づいた判決が必要であるとした。

この判決を見れば、結局学生は住む市によって状況が異なるということになる。大学がある市の条例を詳しく読み、副次的住居税の請求が来た場合には訴訟に勝つチャンスがあるかどうかをよく考えるべきである。

市町村にとっては、学生を副次的住居税の対象にする理由は明らかである。公統計の住民数には、本住居を市に置く住民しか含まれないため、副次的住居しか登録されない学生は反映されない。しかし住民数は、州からの補助金の査定根拠となり、一人当たりは一年間で 600—700 ユーロの額となる。したがって、多くの大学都市は、学生が第一住居を登録するように無料公共交通定期券等のインセンティブを提供することも珍しいことではない。しかし、学生が第一次住居を親元に保ち、大学都市の部屋を第二次住居にする場合には、自治体は副次的住居税の請求をすることが多い。税率は市町村により異なるが、だいたい年間の家賃の 5% から 10% の間である。多くの場合、年間に 400 ユーロ前後の額となる。学生にとってはかなりの額である。

最高行政裁判所の判決後も、副次的住居税を巡って、大学所在の都市と学生との論争はまた続く見込みである。

(参照)

Der Spiegel im Internet, “Städte können weiter Steuer für Zweitwohnungen kassieren“

<http://www.spiegel.de/unispiegel/studium/0,1518,578763,00.html>

Bundesverwaltungsgericht Pressemitteilung 17.9.08, “Bundesrecht steht der Erhebung von Zweitwohnungssteuer für Studierende nicht entgegen”

[http://www.bundesverwaltungsgericht.de/enid/9114c7a3b3fc243f297baf03730e38d1\\_401f977365617263685f646973706c6179436f6e7461696e6572092d093130363831093a095f7472636964092d09353737/Pressemitteilungen/Pressemitteilungen\\_9d.html](http://www.bundesverwaltungsgericht.de/enid/9114c7a3b3fc243f297baf03730e38d1_401f977365617263685f646973706c6179436f6e7461696e6572092d093130363831093a095f7472636964092d09353737/Pressemitteilungen/Pressemitteilungen_9d.html)

Studis Online, “Zweitwohnungssteuer für Studierende möglich“

<http://www.bafoeg-rechner.de/Hintergrund/art-819-zweitwohnungssteuer.php>